

厚木市小中一貫教育推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童・生徒に身に付けさせたい資質・能力を効果的に育むため、小・中学校間の円滑な接続や9年間を見通した指導の一貫性・系統性を図るための実践的な研究を推進する厚木市小中一貫教育推進事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本事業は全ての厚木市立小・中学校を対象とし、原則として、同一中学校区にある小・中学校(以下「グループ」という。)を単位として研究を推進するものとする。

(研究の内容)

第3条 研究の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 小・中学校9年間を見通した教育課程編成及び指導方法の工夫改善の在り方
- (2) 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた授業改善の方策
- (3) その他、グループの課題に応じた内容

(事業計画)

第4条 各グループは、年度ごとに、次の書類を厚木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) その他教育委員会が指定した書類

(事業報告)

第5条 各グループは、年度ごとに次の書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) その他教育委員会が指定した書類

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 小中一貫教育研究事業実施要綱(平成25年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。